



★松戸市と協定を結んでいます!! 是非ご利用ください!!

団体名	連絡先	相談対応内容
一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会 松戸支部	住宅政策課 空家活用推進室 047-366-7366 広報広聴課 不動産相談(予約制) 047-366-1162	不動産に関する 相談全般
千葉司法書士会	住宅政策課 空家活用推進室 047-366-7366	空き家の相続、登記に 関すること
公益社団法人 松戸市シルバー人材センター	直接お問い合わせください。 047-330-5005	植木の剪定、庭の除草 などの軽作業



相続登記したい

★各種相談窓口 各種関係団体が空き家に関する相談に応じます。

関係団体名	相談窓口名	受付曜日・時間	連絡先	相談対応内容
一般社団法人 千葉県宅地建物 取引業協会	不動産無料 相談所	毎週火曜金曜 10時～15時	043-241-6697	不動産に関する相談全般
公益社団法人 全日本不動産協会 千葉県本部(予約制)	不動産無料 相談所	毎月2回(第2月曜日及び 月末の月曜日、年末は要 確認) 午前10時～12時 午後1時～4時	043-202-7511	宅地建物の取引に関わる相談
公益社団法人 千葉県建築士 事務所協会	建築相談 (無料電話相談)	土日祝日を除く 9時～17時	043-224-1640	建築に関する相談全般 (申込書送付は、メール jm@chiba-jk.or.jpもしくは ファックス:043-225-2066)
千葉司法書士会	無料法律 相談	毎週月水・14時～17時 毎週土・10時～12時、 13時～15時 ※上記は電話相談。 対面相談については、 ホームページで最新 情報を御確認ください。	電話相談 0120-971-438 (県内からのみ つながります。) お問い合わせ 043-246-2666	空き家の相続、登記に関する事
千葉県弁護士会	法律相談 センター (30分2000円 予約制)	曜日・時間ともに 各相談センターに 御確認ください。 ホームページから インターネット予約も 可能です。	043-227-8954(千葉) 047-437-3634(船橋) 047-366-6611(松戸) その他の相談センターは ホームページを御確認 ください。	空き家に関する相続・共有物分割、 隣地空き家からの被害など 法律問題全般に関する事
千葉県土地家屋 調査士会	無料相談会 (予約制)	毎月第3水曜日・13時～ ※開催日については、 ホームページで最新情報 を御確認ください。	043-204-2312	空き家の表示に関する登記 (建物滅失登記等)や敷地の 境界確認等に関する事
千葉地方法務局	不動産登記 申請に関する 相談 (予約制)	平日:午前9時～午後4時30分 (取扱曜日・時間の異なる 登記所がありますので、 予約の際に御確認ください。)	本局 043-302-1312 松戸支局 047-363-6278	相続登記などの不動産登記の 申請に関する事
一般社団法人 移住・住みかえ 支援機構		祝祭日除く 9時～17時	03-5211-0757	マイホーム借上げ制度の 資料請求などに関する事

お問い合わせ 松戸市役所 街づくり部 住宅政策課 空家活用推進室
千葉県松戸市根本387番地の5 新館8階 電話番号:047-366-7366

あなたの空き家大丈夫??



空き家を上手に
管理・活用
しましょう。

★所有者の責務★

所有者は、
周辺の生活環境に悪影響を
及ぼさないように適切な管理に
努めなければなりません。

松戸市

あなたの空き家は大丈夫？ 近隣に迷惑をかけて ないですか？

- ❗ 繁茂による、隣地への迷惑
- ❗ 空巣巣・不法侵入の恐れ
- ❗ 天候による倒壊、飛散等の恐れ
- ❗ 近隣への異臭
- ❗ 放火・不審火の恐れ
- ❗ 不法投棄の恐れ
- ❗ 害虫・害獣の住み家に

空き家のチェックをしてみよう！ 当てはまる場合は注意しましょう！！

- 屋根の異状
(屋根の変形・屋根材のずれ・剥落)
- アンテナ
(転倒・落下)
- ひさし、軒の裏、雨どい
(腐朽・崩落・ずれ・割れ)
- バルコニー
(腐朽・破損・脱落・傾斜・たわみ)
- 外壁材の異状
(穴・剥落腐朽・浮き・下地露出・サビ)
- 柱、はり、筋かい
(腐朽・亀裂・ずれ・変形・破損)
- 塀
(ヒビ・破損・傾斜・腐朽)
- 窓、雨戸、門扉、玄関
(破損・未施錠・不法侵入の恐れ)
- 擁壁
(ヒビ・破損・傾斜・水のしみ出し・水抜き穴のつまり)
- ゴミの放置、不法投棄
(臭気の発生)
- 基礎、土台
(ヒビ・割れ・破損・ずれ)
- 蜂、蚊、ハエ、動物、害獣等
(異臭・住みつき・発生・ふん尿被害)
- 浄化槽、排水等、放置
(破損・臭気の発生)
- 立木、雑草、つた
(繁茂・歩道、道路、隣地越境・標識、防犯灯の障害)

なし **引き続き適正に管理しましょう。** あり **少しの放置が、家の傷みを早めます。**

そのまま放置すると・・・

■空家等対策の推進に関する特別措置法の主な流れ



❗ ※勧告を受けた空家等の敷地は、住宅用地に対する特例から除外され、固定資産税及び都市計画税が上がります。

そうなる前に 自分でできること・・・

- 定期的に、窓や収納の換気を行いましょう。
 - 建物を傷めないために、こまめに行いましょう。
- ポストの整理
- 敷地内外の枯葉やゴミの清掃
- 庭木の剪定、草取り、隣家への越境には注意！
- 近隣住民（町会、自治会）と連絡が取りあえるようにしましょう。
 - 遠方に空き家がある場合、事故や事件の緊急時にすぐに状況が把握できます。



空き家を放置することで、犯罪の誘発や事故の発生のリスクを高める可能性があります。
空き家も大切な資産です。所有者は定期的に点検・管理をしましょう！